

令和4年

12月号

濱田会計事務所通信

令和4年12月5日発行 Vol.64

今年も気が付けばあっという間に年末になりました。
今年も一年間ありがとうございました。
今年も新年早々に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、私自身もコロナに感染するなど、コロナに振り回された一年でした。また少し感染が拡大してきているようですが、来年こそは以前の日常に戻ってほしいものです。
来年も何卒よろしくお願い申し上げます。



年末調整で漏れやすい控除の例

扶養控除

扶養控除の対象となるのは同一生計親族でその年中の所得が一定額以下の方ですが、同一生計とは必ずしも同居を要件とする訳ではありません。例えば単身赴任で別居している場合や、一人暮らしをしている子に仕送りをしている場合などは同居をしていませんが同一生計と言えるので、所得の要件を満たしていれば扶養控除の対象となります。

また、失業手当、出産手当、育児手当や遺族年金などは収入ではありますが、所得税法上非課税とされています。扶養控除の要件の所得が一定額以下とは、所得税法上の所得を指すので、非課税所得はどれだけあっても所得はないものとされます。従って、これらの非課税所得しか収入がない方は、同一生計の要件を満たしていれば扶養控除の対象となります。

社会保険料控除

社会保険料控除は、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合に、控除を受けることができます。

例えば親が同一生計の子供の国民年金保険料を支払った場合、子が同一生計の親の国民健康保険料を支払った場合などは、支払った人が社会保険料控除を受けることができます。

障害者控除

障害者控除は、納税者自身、同一生計配偶者または扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合に控除を受けることができます。

障害者控除は納税者からの申告がない限り、年末調整担当者では把握する事が出来ません。

障害がある場合に年末調整で控除を受けることができることを知らない方も多いので、対象となる方は申告を忘れないようにして下さい。

なお、障害者控除は、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を有する場合においても適用されません。

過去に年末調整で控除を受けそびれた方は、過去5年分までなら確定申告により控除を受けることができます。

また、年末調整で障害者控除の申告をしたくないという方は年末調整が終わってから確定申告で控除を受ける事が出来ます。



領収書とレシートの違いとは？

領収書とレシートの違いをときどき聞かれるのですが、法律上、特にそれぞれの定義が決まっているわけではありません。一般的にはレシートはレジから打ち出されるもので、相手先の名称が記載されていませんが、領収書には相手先の名称を記載する欄があるのではないかと思います。

税法でも領収書とレシートの違いがあるわけではなく、レシートだから経費として認められないなどという事はありません。

ただし、消費税法では領収書であろうがレシートであろうが、日付、名称、内容、金額などの一定の事項の記載があるものを保存する事が仕入税額控除の要件となり、要件を満たさない場合は消費税の納税額が増えることもあります。

この仕入税額控除の要件が令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス方式）に変わります。この制度でも必要事項の記載があれば領収書であってもレシートであっても問題はありませぬ。不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて適格簡易請求書と言って、相手先の氏名又は名称の記載のないものも認められています。

適格簡易請求書の記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※又は適用税率

※適格簡易請求書ではない通常の適格請求書の場合は、上記の項目に加えて相手先の氏名又は名称を記載する必要があります。

適格請求書等保存方式が始まるまでに、各事業者は適格請求書等の発行をどのように対応するかを決めておかないといけません。ぎりぎりになると新しいレジの注文が間に合わないなど慌てる事になりますので、お早めにご検討下さい。



事務所からのお知らせ

【最近の動画】

- ・令和4年分年末調整書類の書き方
- ・マイナンバーカードで戸籍の附票を取ってみた
- ・1分で分かる決算書の見方

【年末年始休暇のご案内】

誠に勝手ながら下記の通り年末年始のお休みを頂きます。

令和4年12月29日(木)～令和5年1月4日(水)

1月5日(木)より平常業務いたします。

尚、お急ぎの御用件がありましたらお電話下さい。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikai.jp

URL : http://hamadakaikai.jp

会社のこと、事業のこと、

相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

